

鈴鹿市告示第78号

鈴鹿市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱等の一部を改正する告示  
(鈴鹿市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正)

第1条 鈴鹿市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱(平成16年鈴鹿市告示第153号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第6号様式中「子ども」を「こども」に改める。

(モータースポーツ都市宣言の一部改正)

第2条 モータースポーツ都市宣言(平成16年鈴鹿市告示第180号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
1 モータースポーツを通じて、自らの道を創造的に切り開くことのできる <u>こどもたち</u> を育てます。	1 モータースポーツを通じて、自らの道を創造的に切り開くことのできる <u>子どもたち</u> を育てます。

(鈴鹿市つどいの広場事業実施要綱の一部改正)

第3条 鈴鹿市つどいの広場事業実施要綱(平成17年鈴鹿市告示第186号)の一部を次のように改正する。

第1号様式、第3号様式及び第4号様式中「子ども数」を「こども数」に改める。

。

(鈴鹿市子育て支援総合コーディネーター事業実施要綱の一部改正)

第4条 鈴鹿市子育て支援総合コーディネーター事業実施要綱(平成21年鈴鹿市告示第187号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう

に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務)</p> <p>第 5 条 コーディネーターの庶務は、<u>こども政策部こども政策課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第 5 条 コーディネーターの庶務は、<u>子ども政策部子ども政策課</u>において処理する。</p>

(鈴鹿市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び免除の取扱いに関する要綱の一部改正)

第 5 条 鈴鹿市国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び免除の取扱いに関する要綱（平成 24 年鈴鹿市告示第 99 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式（裏）中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

(鈴鹿市こども家庭センターの設置等に関する要綱の一部改正)

第 6 条 鈴鹿市こども家庭センターの設置等に関する要綱（令和 6 年鈴鹿市告示第 55 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 児童及び妊産婦の福祉並びに母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、鈴鹿市こども家庭センター（以下「センター」という。）を<u>こども政策部</u>に設置する。</p> <p>(所管)</p> <p>第 2 条 センターは、<u>こども政策部こども家庭支援課及びこども保健課</u>の所管とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第 4 条 センターは、センター長、統括支援員</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 児童及び妊産婦の福祉並びに母性及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、鈴鹿市こども家庭センター（以下「センター」という。）を<u>子ども政策部</u>に設置する。</p> <p>(所管)</p> <p>第 2 条 センターは、<u>子ども政策部子ども家庭支援課及び子ども保健課</u>の所管とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第 4 条 センターは、センター長、統括支援員</p>

並びにこども政策部こども家庭支援課及びこども保健課の職員をもって組織する。

(センター長)

第5条 センター長は、こども政策部長をもって充てる。

2 略

(統括支援員)

第6条 統括支援員は、こども政策部こども保健課長をもって充てる。

2 略

並びに子ども政策部子ども家庭支援課及び子ども保健課の職員をもって組織する。

(センター長)

第5条 センター長は、こども政策部長をもって充てる。

2 略

(統括支援員)

第6条 統括支援員は、子ども政策部子ども保健課長をもって充てる。

2 略

## 附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。